

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

いなべ市各種健康診査業務に係る受託者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

令和 8 年 9 月 11 日

いなべ市長 日 沖 靖

1 業務概要

- (1) 事業名 令和 9 年度市単独事業
- (2) 業務番号 い健委第 3 号
- (3) 業務名 いなべ市各種健康診査業務
- (4) 業務内容 次に掲げる業務とし、1 年間の想定受診者数は以下のとおりとする。
 - ア 検診車ドック 600 人
 - イ セットがん検診(胃 1,500 人、大腸 2,800 人、前立腺 1,000 人、肺 1,600 人、結核 1,425 人、乳 3,000 人(マンモグラフィ 2,500 人、超音波検査 500 人)、子宮 1,650 人)
 - ウ 胸部巡回検診(肺 1,600 人、結核 1,425 人)
- (5) 履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日までとする。

2 参加資格

いなべ市各種健康診査業務(以下「本業務」という。)のプロポーザルに参加する者は、公告の日から令和 8 年 11 月 9 日(月)までの間において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) いなべ市入札参加資格者名簿(物品・業務委託)において、業種「健康診断業務」業種細目「健康診断」に登録されている者であって、登録先所在地が、三重県、愛知県又は岐阜県内にあること。
- (3) いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成 21 年いなべ市告示第 103 号)第 4 条第 1 項の規定による入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続又は民事再生法(平

成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成 28 年いなべ市告示第 119 号) 別表第 2 に規定する要件に該当する者でないこと。

(7) 令和 3 年度から令和 7 年度までの間に、三重県、愛知県又は岐阜県内の地方公共団体において各種健康診査業務の実績がある者であること。

3 プロポーザル参加者の選定(1 次審査)

参加申込書の受領後、書類による 1 次審査を実施し、上記 2 の参加資格を満たす者のうち、令和 3 年度以降における同種業務の履行実績数の多い順に、プロポーザルを実施する 3 者を選定する。

ただし、履行実績数が同数である者が複数ある場合は、履行実績の合計契約金額が高い順に選定する。

4 プロポーザル審査及び選定(2 次審査)

プロポーザル審査は、本業務プロポーザル審査委員会において、次の項目について審査を行い、その結果に基づき本業務における契約候補者を選定する。

なお、評価点の合計が同点となるものが 2 者以上であるときは、委員会の合議により順位を決定する。

- (1) 事業者の概要及び事業実績
- (2) 検診車ドックに対する実施体制
- (3) セットがん検診に対する実施体制
- (4) 胸部巡回検診(結核及び肺がん)に対する実施体制
- (5) 国の指針に基づく精度管理体制
- (6) 案内通知(検診車ドック及びセットがん検診)
- (7) 実施可能日程及び実施可能人員
- (8) 要精密検査への取組
- (9) スタッフ体制及び技術専門性の取組
- (10) 個人情報保護及び安全管理体制の取組

5 手続等

(1) 担当部署

〒511-0498 三重県いなべ市北勢町阿下喜 31 番地

いなべ市役所健康こども部健康推進課

電話 0594 (86) 7824 電子メールアドレス kenkou@city.inabe.mie.jp

(2) 仕様書等の閲覧方法及び閲覧期間

ア 閲覧方法 仕様書等は、いなべ市ホームページの入札契約情報からダウンロードするものとする。

URL <https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/1005980.html>

イ 閲覧期間 公告の日から令和8年10月6日（火）午後4時までとする。

(3) 公告の内容についての質問書の提出期限、提出方法、回答日等

ア 提出期限 令和8年9月25日（金）午後4時

イ 提出方法 質問書（様式1）により、健康推進課本業務担当者あてに電子メールで提出すること。

電子メールアドレス kenkou@city.inabe.mie.jp

電子メールの件名は【質問書】いなべ市各種健康診査業務－提案者名とすること。

電子メールの送信後、必ず電子メールの受信の電話確認を行うこと。口頭による質問の受付は行わない。

ウ 回答日 令和8年9月30日（水）

エ 回答方法 いなべ市ホームページの入札契約情報に掲載し、閲覧に供することにより回答する。

(4) 参加申込書の提出期限、提出書類、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和8年10月6日（火）午後4時

イ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式2）

(イ) 会社概要書

(ウ) 契約実績等届出書（様式3）（令和3年度以降に契約し、又は履行した業務一覧）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ。

エ 提出方法 持参又は簡易書留とする。

(5) 企画提案書の提出期限、提出書類、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和8年10月30日（金）午後4時

イ 提出書類

(ア) 提案書（様式4）（1社につき1企画の提案とする。）

(イ) 見積書（様式5-1、様式5-2、様式5-3）（企画書に添付すること。）

(ウ) 実施体制を説明できるもの

(ア)から(ウ)までの提出書類は、書類ごとに表紙、目次及びページ番号を付し、書類名（略称可）が分かるように左とじにし、正本1部及び副本6部作成すること。

ウ 提出場所 上記(1)に同じ。

エ 提出方法 持参又は簡易書留とする。

(6) プロポーザルの日時及び場所

ア 日時 令和8年11月9日（月）（時間は、参加者に連絡する。）

イ 場所 いなべ市役所 シビックコア棟 2階 研修室4（控え室 研修室5）

6 その他

(1) 手続において使用する言語は、日本語とし、通貨は、日本国通貨とする。

(2) 契約保証金 要

ただし、いなべ市契約規則（平成22年いなべ市規則第16号）第27条第1項各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えるとき、又は第28条第1項各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 評価順位第1位の者を契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。

なお、辞退その他の理由で契約を締結できない場合は、順次、次の評価順位の者を繰り上げて、その者と契約交渉を行う。

(6) 提出された企画提案書等の審査の結果、選定されなかった者に対しては、その旨及び理由を書面により通知する。

(7) 選定の決定に対する質疑は、受け付けない。

(8) 参加申込者が1者の場合でも審査を行い、本業務プロポーザル審査委員会の評価において、委員の過半数が評価合計点の2分の1以下と採点した場合を除き、契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。

(9) 本業務の支払総額の上限は、136,069,500円（消費税相当額を含む。）以内とする。契約形態は、単価契約とする。

(10) 企画提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加申込者の負担とする。

(11) 本業務の契約締結者以外の企画提案書等は返却する。また、提出された企画提案書等は、いなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号）に基づく公開対象文書となる。

(12) 企画提案書等の提出後において、企画書提案等に記載された内容の変更及び追加は認めない。

(13) 契約の相手方として選定された者が、契約を締結するまでに、いなべ市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

(14) 詳細は、本業務仕様書によるものとする。